

当初・変更

工事執行機関 41360 南会津建設事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項				契約	平成	年	月	日
工事番号	17-41360-0077	工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（防雪工）			着工	平成	年	月	日
入札執行年月日	平成29年7月21日		発注種別	01 一般土木工事		完成	平成	年	月	日
審 議 番 号	公所	000000	本庁							
路線・河川名	国道289号					予 定 価 格				
工事箇所	自	南会津郡只見町大字叶津地内				667,164,600				
至	チバ沢スノーシェッド									
工 事 概 要	スノーシェッド 上下部工 L=208.0m									

[illegible]

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。

※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

様式第4号(第14条関係)

総合評価方式入札結果

工事種別 一般土木工事

工事執行権者 南会津建設事務所長

工事番号	17413600077	工事名	道路橋りょう整備(再復)工事(防雪工)		予定価格(円)	667,164,600	工 期	370日間	開札予定日	平成29年7月21日
路線河川名	国道289号	工事箇所	南会津郡只見町大字叶津地内	工事の概要	スノーシェッド工 L=208.0m W=6.0(7.5)m					
								技術審査日		平成29年7月20日

学識経験者の職・氏名		落札者決定基準		落札者の決定		
職業等	氏名	意見の適否	意見聴取月日	落札者決定の際の意見聴取	意見の適否	意見聴取月日
平成28年度第8回福島県総合評価委員会議	別紙のとおり	適	平成29年3月16日	不要		平成 年 月 日
			平成 年 月 日			平成 年 月 日

入札参加者	入札参加者の所在地 (契約する本店・支店・営業所)	標準点	加算点	標準点 ＋加算点 (A)	入札額 (円:税抜き) (B)	評価値算出価格 (円:税抜き) (C)	評価値 (A／C) × 10,000,000	順位	低価格入 札の該当	備 考
美馬建設(株)	南会津郡只見町	100	24.0	124.0	606,000,000	606,000,000	2.0462	1	－	落札者
入札参加者1者										

※評価値は少数第5位を切り捨て、少数第4位まで表記する。ただし、表記の値では順位が分からない場合は、順位が分かる桁数で表記する。開札時点で有効の入札参加者は全て順位を記載すること。
※契約締結後の公表時には予定価格を記載して公表すること。また、備考欄には、「落札者」「無効(理由も記載すること)」「失格(理由も記載すること)」等を記載すること。
※学識経験者の欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載して会議出席者名簿等を添付すること。
※低価格入札の該当欄には、調査基準価格を下回った入札の場合「低価格入札」、調査基準価格を下回らなかった入札の場合「―」を記載すること。

入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第246条第1項の規定により公告する。

平成29年6月19日

福島県南会津地方振興局長 大谷 英明

1 入札に付する事項

工事番号		17-41360-0077		
工事名		道路橋りょう整備（再復）工事（防雪工）		
工事箇所		南会津郡只見町大字叶津地内　チバ沢スノーシェッド（国道289号）		
工事概要		スノーシェッド工　L=208.0m　W=6.0(7.5)m		
完成期限		工期370日間		
予定価格		契約締結後に公表する。		
最低制限価格		該当なし	施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事	
総合評価方式		標準型	・ 価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。 ・ 落札候補者の決定方法及び総合評価の方法については、入札説明書による。なお、当該入札では評価基準価格を設定する。	
		低入札価格調査	該当	・ 施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事である。 ・ 調査基準価格を下回った入札を行った場合は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。また、低入札価格調査に協力すること。
		施工体制事前提出方式	該当なし	・ 福島県施工体制事前提出方式の適用工事 ・ 施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等については、入札説明書による。
電子入札		該当	・ 電子入札の参加には、下記アドレスより事前登録が必要 ・ 電子入札システム（アドレス） http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-98.html	
電子閲覧		該当	電子閲覧システム（アドレス） http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html	
現場代理人の常駐義務の緩和		該当	落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。	
再資源化等		該当	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。	
混合入札	復興JV以外	該当	単体企業又は特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札	
	復興JV	該当なし	単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第3項で規定する別に定めるものについて（平成23年12月28日付け23財第1971号通知(平成25年9月3日一部改正)）における特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札である。	

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 単体企業の場合

発注種別	一般土木工事	・福島県平成29・30年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されている者であること。
格付等級	A	
許可業種	土木工事業	・建設業法(昭和24年法律第100号)の左の欄に表示した業種の許可を受けている者であること。
地域要件	県内	・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。 ・隣接3管内とは、南会津建設事務所管内、県中建設事務所管内(須賀川市内、岩瀬郡内又は石川郡内に限る。)、県南建設事務所管内又は会津若松建設事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ・管内とは、南会津建設事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であって福島県平成29・30年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。
技術者の工事経験		・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。(ただし、請負金額が3,500万円未満(建築一式工事の場合は7,000万円未満)になる場合は、専任を要しない。)工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員であって、共同施工方式ではなく、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。))。 ・ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
該当なし		
企業の工事实績		・元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績がある者であること。
該当なし		
企業の工事規模実績		・元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(JVの場合は、出資割合に相当する額とする。)があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。
該当なし		
J R 近接工事		・東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できる者であること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。
該当なし		

(2) 特定建設工事共同企業体の場合

構成員の数		2者又は3者であること。
構成員の組み合わせ		・構成員全員が、構成員共通の資格要件を満たしていること。 ・代表構成員の資格要件を満たす者1者及びその他の構成員の資格要件を満たす者1者又は2者の組み合わせであること。
結成方法		自主結成であること。
各構成員の出資割合		・2者の場合は、各者30%以上であること。 ・3者の場合は、各者20%以上であること。
構成員共通の資格要件	技術者の工事経験	・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。(ただし、請負金額が3,500万円未満(建築一式工事の場合は7,000万円未満)になる場合は、専任を要しない。)工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員であって、共同施工方式ではなく、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。))。 ・ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
	該当なし	
代表構成員の資格要件	発注種別	一般土木工事
	格付等級	A
	許可業種	土木工事業
	地域要件	県内
	企業の工事实績	・福島県平成29・30年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されている者であること。 ・建設業法(昭和24年法律第100号)の左の欄に表示した業種の許可を受けている者であること。 ・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。 ・隣接3管内とは、南会津建設事務所管内、県中建設事務所管内(須賀川市内、岩瀬郡内又は石川郡内に限る。)、県南建設事務所管内又は会津若松建設事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ・管内とは、南会津建設事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であって福島県平成29・30年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。
	該当なし	
	企業の工事規模実績	・元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(JVの場合は、出資割合に相当する額とする。)があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。
	該当なし	
	JR近接工事	・東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できる者であること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。
	該当なし	
	出資割合	・構成員のうち最大であること。出資割合が同じ場合において、施工能力の大きい者であること。

その他の構成員の資格要件	発注種別	一般土木工事	・福島県平成29・30年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されている者であること。
	格付等級	A	
	許可業種	土木工事業	・建設業法(昭和24年法律第100号)の左の欄に表示した業種の許可を受けている者であること。
	地域要件	県内	・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。 ・隣接3管内とは、南会津建設事務所管内、県中建設事務所管内(須賀川市内、岩瀬郡内又は石川郡内に限る。)、県南建設事務所管内又は会津若松建設事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ・管内とは、南会津建設事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であって福島県平成29・30年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。
	企業の工事実績		・元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事実績がある者であること。
	該当なし		
	企業の工事規模実績		・元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(JVの場合は、出資割合に相当する額とする。)があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。
	該当なし		
	JR近接工事		・東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できる者であること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。
	該当なし		

3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。(電子入札対象工事にあつては、電子入札システムにより開札を行うため、入札参加者は当該システムにて、必ず、入札参加の受付をすること。)

また、設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

なお、設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場所等
設計図書等の閲覧等	平成29年6月19日(月) ～ 平成29年7月6日(木)	電子閲覧システム
設計図書等の質問	平成29年6月19日(月) ～ 平成29年6月23日(金)	南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1 福島県南会津建設事務所総務部総務課 電話番号 0241-62-5305 ファクシミリ 0241-62-5340 電子メール minamiaizu.ken@pref.fukushima.lg.jp
質問の回答予定	平成29年6月27日(火)	福島県南会津地方振興局出納室ホームページ ※入札書等の提出前に、必ず本ホームページにて、質問回答の有無を確認すること。
入札参加受付	平成29年7月5日(水) 午前9時00分～ 午後5時00分 平成29年7月6日(木) 午前9時00分～ 午後3時00分	・電子入札システムへの入力による。
入札書等の提出	平成29年7月19日(水) 午前9時00分～ 午後5時00分	
開札 (電子入札)	平成29年7月21日(金) 午前10時00分	開札は公開とする。 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1 福島県南会津合同庁舎 出納室
落札者の決定予定日	平成29年7月31日(月)	

※ 電子閲覧システムの利用時間は、午前9時から午後10時まで((福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第7号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。以下同じ。))です。

※ 電子入札システムの利用時間は、午前9時から午後5時までです。

4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 契約の成立

本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21条)第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方(法人である場合は、法人の役員又はその使用人)が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、その者を契約の相手とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。

なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

8 その他

(1) 本工事は、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」(平成26年2月7日)(技術管理課
HP:<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/torikumi.html>参照)を適用し積算している工事である。

(2) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労務者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労務者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(3) その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先	福島県南会津地方振興局出納室
電話番号	0241-62-5352
ファクシミリ	0241-62-5359
電子メール	minamiaizu.suito@pref.fukushima.lg.jp

〈参考〉 提出する書類一覧表

提出書類	電子入札対象工事の場合	
	入札参加受付時	入札書等提出時
技術提案書	(注1)(注2) ○	
入札書		システムに入力
見積内訳書		○(注1)
見積内訳総括表(低入札価格調査事務処理要領様式第6号)		○(注1)
工事費内訳書(福島県施工体制事前提出方式試行要領様式1号) ※郵便入札の場合は同様式及び同様式を記録したCD-R(追記型コンパクトディスク)		—
下請工種内訳書(福島県施工体制事前提出方式試行要領様式2号)		—

※ 電子入札における留意点

(注1) 添付するファイル(任意のファイルを添付する場合は除く。)を間違えた場合、入札を無効とすることがありますので注意してください。

(注2) 総合評価方式(標準型)の場合、様式第9号(その1～その4)及び様式第10号の提出時期は、競争参加資格確認の翌日までにあります。

(別記 3)

総合評価点評価基準(標準型)

標準型の評価に関する評価項目及び基準は以下のとおりとし、標準型における加算点の最高点は56点とする。(発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は56.5点)

なお、評価基準における**基準日は開札日を基本とする**が、年度の実績で評価する項目もあるため、技術提案書の作成にあたっては、「総合評価方式様式関係記載留意事項」で各評価項目の評価基準を確認すること。

●特記事項

- 1 工事番号 17-41360-0077
- 2 工事名 道路橋りょう整備(再復)工事(防雪工)
- 3 工事箇所 南会津郡只見町大字叶津地内 チバ沢スノーシェッド(国道289号)

以下の番号(※○)の具体的な内容は、共通事項の番号(※○)に対応している。

番号	評価基準	左記の具体的な内容	
※1	同種・類似工事	スノーシェッド工事又はロックシェッド工事 L=30m以上	
※2	施工実績指定金額	2億円以上	
※3	優良工事表彰部門	スノーシェッド工事又はロックシェッド工事を 含む道路工事での表彰 ※部門は問わない	
※4	技能士資格	とび、型枠施工、鉄筋施工又はコンクリート圧 送施工	
※5	技術者保有資格	1級土木施工管理技士	
※6	同一市町村内工事实績の対 象となる市町村	只見町	
※7		地域要件	県内
※8	入札参加者の所在地等の評 価対象	南会津建設事務所管内	
※9	指定枚数等	様式9号はその1、その2、その3、その4で 各1枚(A4判片面)以内(資料添付不可)	
※10	災害時の出動実績 又は 災害時の応援協定締結	《一般土木工事、舗装工事》 ※10～※13から2項目を選択すること。	
※11	新卒・離職者の雇用実績	《上記以外の工事》 ※10～※12から2項目を選択すること。	
※12	雇用の維持・確保	注) 選択した2項目のみ記載すること	
※13	除雪、維持補修業務の履行実 績		
※14	技術提案項目	具体的な評価内容	具体的な評価基準
		1 下部工コンクリートの品質確保に関する 技術提案	躯体コンクリートの打 設方法、養生等に関する 技術提案等
		2 施工時の周辺環境保 全に関する技術提案	振動騒音対策等の自然 環境への配慮に関する 技術提案等
※15	技術提案の指定枚数等	※14で設定された各技術提案項目につき様式 10号1枚(A4判片面)以内(資料添付不可)	
※16	橋梁、ポンプ等の工場製作を 含む工事の評価対象技術者	—	

● 共通事項

① 企業の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
施工能力	過去10年以内に同種・類似工事（※1）において、請負金額が指定金額以上（※2）の施工実績がある場合	1点	／1.0
	上記以外	0点	
工事成績 （福島県発注の工事について評価）	過去4年以内に福島県発注の同種・類似工事（※1）において、工事成績評定が80点以上の施工実績がある場合	1点	／1.0
	上記以外	0点	
優良工事表彰 （福島県の優良工事表彰の有無について評価）	過去10年度以内に福島県発注の同種・類似工事（※1）で、指定部門（※3）の優良工事表彰の受賞実績がある場合	1点	／1.0
	上記以外	0点	
品質管理能力	当該企業がISO9001の認証を取得している場合	0.5点	／0.5
	上記以外	0点	
技術者確保数 （当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者の人員数を評価） * 配置可能とは開札日時点で他の工事に配置されていない場合等をいう。（詳細は総合評価方式様式関係記載留意事項を確認のこと。）	当該工事に配置可能*な監理技術者又は主任技術者の人員数が指定人数（簡易型4人、標準型9人）以上の場合	0.5点	／0.5
	当該工事に配置可能*な監理技術者又は主任技術者の人員数が指定人数（簡易型4人、標準型9人）未満の場合で、当該工事に関連する技能士資格（建設関係）のうち（※4）の資格を有する者を当該工事に配置可能な場合（下請業者における技術者が技能士の資格がある場合も可）	0.5点	
	上記以外	0点	
小計点①			／4.0

② 配置予定技術者の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
資格の保有年数 又は 継続教育	（※5）の資格を保有して10年以上の経験がある場合	0.5点	／0.5
	上記で得点できない場合で、（※5）の資格を保有して継続教育（CPD）制度に継続参加中である場合	0.5点	
	上記以外	0点	

評価内容	評価基準	配点	得点
施工能力	過去10年以内に同種・類似工事（※1）において請負金額が指定金額以上（※2）の工事経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての経験）がある場合	1点	／1.0
	上記以外	0点	
工事成績 （福島県発注の工事について評価）	過去4年以内に福島県発注の同種・類似工事（※1）において、工事成績点が80点以上の工事経験（監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての経験）がある場合	1点	／1.0
	上記以外	0点	
優良工事表彰 （福島県の優良工事表彰の有無について評価）	過去に福島県発注の同種・類似工事（※1）で、指定部門（※3）において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として優良工事表彰の受賞経験がある場合	1点	／1.0
	上記以外	0点	
小計点②			／3.5

③企業の地域社会に対する貢献度を評価

評価内容	評価基準	配点	得点
障がい者雇用の実績	法定義務のある企業にあっては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用義務が達成されている場合、法定義務のない企業にあっては障がい者雇用がある場合	0.5点	／0.5
	上記以外	0点	
安全管理	過去10年以内に企業として国及び国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰において受賞実績がある場合	0.5点	／0.5
	上記以外	0点	
環境への配慮	当該企業がISO14001の認証を取得している場合	0.5点	／0.5
	上記以外	0点	
県内業者の活用	1 県内業者にあっては、当該工事の請負金額の80%以上を県内業者（下請を含む）により施工する場合 2 県外業者にあっては、当該工事の請負金額の50%以上を県内業者（下請を含む）により施工する場合	1.5点	／1.5
	上記以外	0点	

評価内容	評価基準		配点	得点
次世代育成支援 (働く女性応援)	福島県次世代育成支援企業認証制度による「働く女性応援」の認証を取得している場合		0.5点	／0.5
	上記以外		0点	
次世代育成支援 (仕事と生活の調和)	福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合		0.5点	／0.5
	上記以外		0点	
新分野進出	平成13年4月1日以降に建設業以外の分野へ進出し、企業としての経営基盤強化に取り組んでいる場合		1点	／1.0
	上記以外		0点	
同一市町村内の工 事実績	一般土木 工事又は 舗装工事 の場合	過去3年以内に当該工事 箇所と同一の市町村内(※ 6)において3件以上の公 共工事の工事実績がある 場合	2.5点	／2.5
		過去3年以内に当該工事 箇所と同一の市町村内(※ 6)において2件の公共工 事の工事実績がある場合	1.5点	
		上記以外	0点	
	上記以外 の発注種 別の場合	過去10年以内に当該工 事箇所と同一の市町村内 (※6)において1件の公 共工事の工事実績がある 場合	2.5点	／2.5
		上記以外	0点	
入札参加者の所在地	入札参加業者の本店又は支店・営業所 (以下「本店等」という。)が工事箇所 と同一市町村内(※6)にある場合(注 1,2)		3.0点	／3.0
	地域要件が(※7)の時、当該工事箇 所が存する管内(※8)に本店等がある 場合(注1)		2.0点	
	上記以外		0点	
ボランティア活動 への取り組み状況	地域要件が(※7)の時、当該工事箇 所が存する管内(※8)に本店等がある 企業が、当該管内(※8)で過去3年間 以上継続してボランティア活動の実績 がある場合		2.0点	／2.0
	上記以外		0点	

(注1) 開札日時時点で建設業法の許可を受けている支店・営業所を有する場合は、配点が高い方で評価。(委任の有無は問わない。)

(注2) 工事箇所が南会津町の場合、「入札参加者の所在地」における同一市町村内の

評価対象は工事箇所と同一土木事務所管内の場合に限る。

評価内容	評価基準	配点	得点
消防団への継続加入状況	地域要件が（※７）の時、当該工事箇所が存する管内（※８）に本店等がある企業が、当該管内（※８）市町村の消防団に過去１年間以上継続加入している者を１名以上雇用している場合	１点	／１.０
	上記以外	０点	
（※１０） 災害時の出動実績 又は 災害時の応援協定締結	地域要件が（※７）の時、当該工事箇所が存する管内（※８）に本店等がある企業が、当該管内（※８）で過去３年以内に災害時の出動実績がある場合	２.５点	／２.５
	上記で得点できない場合で、地域要件が（※７）の時、当該工事箇所が存する管内（※８）に本店等がある企業が、当該管内（※８）が協定の範囲に含まれている災害時の応援協定を県と締結している場合	２.５点	
	上記以外	０点	
（※１１） 新卒者・離職者の 雇用実績	地域要件が（※７）の時、当該工事箇所が存する管内（※８）に本店等がある企業が、当該管内（※８）において過去１年以内に新卒者又は離職者を２名以上雇用（正規雇用）している場合	２.５点	／２.５
	地域要件が（※７）の時、当該工事箇所が存する管内（※８）に本店等がある企業が東日本大震災による被災者等を１名以上雇用（正規雇用）している場合		
	地域要件が（※７）の時、当該工事箇所が存する管内（※８）に本店等がある企業が、当該管内（※８）において過去１年以内に新卒者又は離職者を１名雇用（正規雇用）している場合	１.５点	
	上記以外	０点	
（※１２） 雇用の維持・確保	地域要件が（※７）の時、当該工事箇所が存する管内（※８）に本店等がある企業において、当該管内（※８）における従業員数（正規雇用）が１年前より１名以上増えている場合	２.５点	
	地域要件が（※７）の時、当該工事箇所が存する管内（※８）に本店等がある企業において、東日本大震災による被災者等を１名以上雇用（正規雇用）している企業又は被災、避難企業と当該工事において下請契約を行う場合		

評価内容	評価基準	配点	得点
(※12) 雇用の維持・確保	地域要件が(※7)の時で、当該工事箇所が存する管内(※8)に本店等がある企業において、当該管内(※8)における従業員数(正規雇用)が1年前と同じ場合	1. 5点	/2.5
	上記以外	0点	
(※13) 除雪、維持補修業務の履行実績 (一般土木工事、舗装工事に限る。)	地域要件が(※7)の時で、当該工事箇所が存する管内(※8)に本店等がある企業が、当該管内(※8)で過去3年以内に県が発注する除雪業務委託又は維持補修業務委託を履行した実績があり、かつ、過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状の贈呈を受けた場合	3. 0点	/3.0
	地域要件が(※7)の時で、当該工事箇所が存する管内(※8)に本店等がある企業が、当該管内(※8)で直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務委託の履行実績がある場合		
	地域要件が(※7)の時で、当該工事箇所が存する管内(※8)に本店等がある企業が、当該管内(※8)で過去3年以内に県が発注する除雪業務委託又は維持補修業務委託を履行した実績がある場合	2. 5点	
	上記以外	0点	
小計点③			/18.5 注1

注1：発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は19.0点

●地域要件毎の評価対象

(㊤支店・営業所とは、県内に本店を有する企業の支店・営業所であって、開札日時時点で有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。そのため、「入札参加者の所在地」、「ボランティア活動への取組み」、「消防団への継続加入」、「災害時の出勤実績又は災害時の応援協定締結」、「新卒・離職者の雇用実績」、「雇用の維持・確保」、「除雪・維持補修業務の履行実績」については、県外に本店を有する企業は評価の対象とならない。)

i) 入札参加者の所在地

(加算点が3.0点となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地(本店・支店・営業所)(注1)
管内	同一市町村内(注2)
隣接3管内	
県内	
全国	

(注1) 開札日時時点で建設業法の許可を受けている支店・営業所を有する場合は、配点が高い方で評価。(委任の有無は問わない。)

(注2) 工事箇所が南会津町の場合、同一市町村内の評価対象は工事箇所と同一土木事務所管内の場合に限る。

(加算点が2.0点となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地(本店・支店・営業所)(注1)
管内	土木事務所管内
隣接3管内	建設事務所管内
県内	
全国	県内

ii) ボランティア活動への取り組み

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となるボランティア 活動を行った場所	評価対象となる 期間と実績件数
管 内	土木事務所管内		過 去 3 年 間 以 上 継 続 し て 1 件 以 上
隣接 3 管内	建設事務所管内		
県 内			
全 国	県 内		

iii) 消防団への継続加入

地域要件	評価対象となる 入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となる 加入消防団 の所在地	評価対象となる期間
管 内	土木事務所管内		過去1年以上継続雇用している社員が 過去1年以上継続して消防団員である
隣接3管内	建設事務所管内		
県 内			
全 国	県 内		

iv) 災害時の出動実績又は災害時の応援協定締結

(災害時の出動実績)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となる 出動実績	評価対象となる 期間と実績件数
管 内	土木事務所管内		過 去 3 年 以 内 に 1 件 以 上
隣接 3 管内	建設事務所管内		
県 内			
全 国	県 内		

(災害時の応援協定締結)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地(本店・支店・営業所)	評価対象となる応援協定の範囲
管内	土木事務所管内	
隣接3管内	建設事務所管内	
県内		
全国	県内	

v) 新卒・離職者の雇用実績
(新卒・離職者の評価基準)

地域要件	評価対象となる 入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価の対象となる 新卒・離職者の 勤務地	評価対象 期 間	雇用人数に対する配点	
				1 名	2 名以上
管 内	土木事務所管内		過去 1 年 以内	1. 5 点	2. 5 点
隣接 3 管内	建設事務所管内				
県 内					
全 国	県 内				

(東日本大震災による被災者等の雇用実績の評価基準)

地域要件	評価対象となる 入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象 期 間	雇用人数に対する配点
			1 名以上
管 内	土木事務所管内	平成 23 年 3 月 11 日 以降の雇用実績	2. 5 点
隣接 3 管内	建設事務所管内		
県 内			
全 国			

vi) 雇用の維持・確保
(雇用人数による評価基準)

地域要件	評価対象となる 入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価の対象となる 従業員の勤務地	評価対象 となる月日	雇用人数に対する配点	
				同数	増加
管 内	土木事務所管内		開札日における 1 年前との 比較	1. 5 点	2. 5 点
隣接 3 管内	建設事務所管内				
県 内					
全 国					

(東日本大震災に伴う被災者等の雇用維持の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	配点
管 内	土木事務所管内	2. 5 点
隣接 3 管内	建設事務所管内	
県 内		
全 国		

vii) 除雪・維持補修業務の履行実績

地域要件	評価対象となる 入札参加者の所在地 (本店・支 店・営業所)	除雪・維持 補修業務 の実績	配 点		
			過 去 3 年 以 内 に 1 件 以 上 の 履 行 実 績 が ある 場 合	過去 3 年以内に 1 件以上の履行実績 があり、かつ、過 去 5 年度以内に福 島県道路除雪表彰 事業により企業と して感謝状を受け た場合	直前の 5 年 度間連続し て除雪業務 委託の履行 実績がある 場合
管 内	土木事務所管内		2. 5 点	3. 0 点	3. 0 点
隣接 3 管内	建設事務所管内				
県 内					
全 国					

④ 施工計画の適切性に対する評価

評価内容	評 価 基 準	配 点	得 点
施工計画評価 (提出された技術審査書の内容を評価)	技術審査書の点数が 95 点以上の場合	10 点	
	技術審査書の点数が 90 点以上 95 点未満の場合	9 点	
	技術審査書の点数が 85 点以上 90 点未満の場合	8 点	
	技術審査書の点数が 80 点以上 85 点未満の場合	7 点	
	技術審査書の点数が 75 点以上 80 点未満の場合	6 点	
	技術審査書の点数が 70 点以上 75 点未満の場合	5 点	
	技術審査書の点数が 65 点以上 70 点未満の場合	4 点	
	技術審査書の点数が 60 点以上 65 点未満の場合	3 点	
	技術審査書の点数が 55 点以上 60 点未満の場合	2 点	
	技術審査書の点数が 50 点以上 55 点未満の場合	1 点	
	技術審査書の点数が 0 点以上 50 点未満の場合	0 点	
小計点④			／10.0
合計点	小計①～④の合計		／36.0 注 1

注 1 : 発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は 36.5 点

⑤技術提案（技術提案項目（※14））

評価内容	評価基準	配点	得点
下部工コンクリートの品質確保に関する技術提案	躯体コンクリートの打設方法、養生等に関する技術提案等	・判定方式	10点
施工時の周辺環境保全に関する技術提案	振動騒音対策等の自然環境への配慮に関する技術提案等	・判定方式	10点
小計点⑤		／20	
合計点	合計点＝加算点（a）＋加算点（b） $\left[\begin{array}{l} \text{加算点（a）＝小計①～④の合計} \\ \text{加算点（b）＝小計点⑤} \end{array} \right]$		／56 注1

標準型の加算点（0～56点）＝加算点（a）＋加算点（b）

・加算点（a）：最大36点 注2

・加算点（b）：標準20点

注1：発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は56.5点

注2：発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は36.5点